

学習指導員派遣事業募集要項

学校指導課

1 概要

小学校・中学校及び特別支援学校における児童生徒の学習支援として、学習指導、授業準備の補助、家庭学習の準備や確認などを行う有償ボランティアを募集する。

2 事業内容

(1) 対象校

- ・福岡市立小学校（144校）・中学校（69校）・特別支援学校（8校）

(2) 活動期間

- ・令和2年7月～令和3年3月まで
- ※土曜授業日も含みます。
- ※活動日は、各学校と相談して決めることができます。

(3) 活動時間

- ・1日最大8時間まで
- ※土曜授業日は最大4時間までです。
- ※1日の活動時間は、各学校と相談して決めることができます。

(4) 活動内容

- ・児童生徒に対する学習指導（国語、算数・数学、理科、社会、英語など）
- ※教員免許状を持っている場合、学習指導員のみで授業を行うことができます。
- ・学級担任や教科担任が行う授業準備の補助
- ・家庭学習の準備の補助や、児童生徒が提出したものの確認 など

(5) 報償費等

- ・1時間あたり1,600円
- ※報償費は振り込みのため、後日、口座振替依頼書とマイナンバー届を作成していただきます。
- ・傷害・賠償責任保険への加入
- ※自宅や大学から学校までの往復や活動時間中の事故などによる怪我や賠償責任についての保険（公益財団法人スポーツ安全協会のスポーツ保険）で、費用は教育委員会の方で負担します。
- ・交通費の支給なし

3 応募資格

- ・令和2年4月1日現在、18歳以上（高校生不可）であること
- ・児童生徒の教育に関心を持ち、学校と連携・協力して学習指導等を行う意思があること

※日本国憲法施行以後の日において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入したことがある人は応募できません。

4 決定までの流れ

- ①教育委員会ホームページから学習指導員の登録をする。
- ②各学校が、教育委員会から送信される登録者一覧の中から面談を希望する登録者を決め、教育委員会担当者へ連絡する。
- ③教育委員会担当者が登録者へ連絡し、面談を希望している学校名を伝える。
- ④登録者が学校へ連絡し、面談日を決める。
- ⑤各学校で面談を行い、活動する日や時間、学年などを確認する。
- ⑥決定後、登録者は以下の書類を作成し、学校へ提出する。
 - ・口座振替依頼書
 - ・マイナンバー届

5 確認事項

以下の内容を遵守できなかった場合は、学習指導員としての活動をお断りさせていただきます。

- ・体罰や性的な言動などを行わない。
- ・活動期間中に知り得た児童生徒や教職員等に関する情報を漏らさない。
※活動期間終了後も同様とする。
- ・児童生徒と個人的に連絡を取り合わない。
- ・活動の内容や様子を SNS などで発信しない。
- ・学校の教育活動に関わることをふまえ、節度ある服装で活動に臨む。
- ・マスクの着用や手洗い、検温など、新型コロナウイルス感染症対策に努める。